

平成26年3月10日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年2月21日付け滝議第205号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	杉 山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課副主幹	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課主査	小 山 さゆり
保健福祉部子育て応援課栄養士	濱 田 望
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫

(総務部総務課総務グループ)

第37回 厚生常任委員会

H26. 3. 12 (水) 本会議終了後
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

（1）保育所給食費の改定について

（資料）子育て応援課

（2）事業移管に係る協定書（案）等について

（資料）福祉課

子育て応援課
介護福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

3月17日（月）9：00 第一委員会室

○ 閉 会

第37回 厚生常任委員会

H26. 3. 12 (水)本会議終了後

第一委員会室

開 会 14:35

委員長 ただいまから第37回厚生常任委員会を開会いたします。
本会議中でありますけれども、委員の皆さん大変ご苦労さまです。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席。議長の出席をいただいております。
早速所管からの報告事項に入らせていただきます。

1. 所管からの報告事項について

保健福祉部から（1）、保育所給食費の改定についての説明を求めます。

（1）保育所給食費の改定について

中川部次長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水 徴収額の年間総額は幾らですか。

中川部次長 年間の全児童に対する徴収を対象とする給食費の総額は、26年度の給食費の収入見込み額で491万9,000円です。

清 水 これは、市全体で1業者扱いになるのですか。つまり1,000万円未満だったら、消費税を税務署に払う団体にならないですよね。そのあたりは余り考えたことはないですか。

委員長 今回の質疑は、業者は1社だけかということですか。

清 水 1社扱いになるのかということです。

中川部次長 市が消費税を払うということではなくて、5パーセントから8パーセントに変わることによって全て納入価格に対応せざるを得ないということで、そういったコストの算定をしたところ、こういった金額を徴収しなければ今後維持できないということで改定を行っているところです。

委員長 ほかに質疑ございますか。

窪之内 保育所給食費の納入方法というのは、保育所費と一緒に納入を求めているのか、別に求めているのかというのが1点と、保育料では2人通った場合に減額制度ということがあるのでありますが、給食費についてはそういったことはないかと理解していいのかお伺いしたいと思います。

中川部次長 まず、2点目のほうは、給食費の減額措置というのは特にございません。

それと、徴収については保育料は保育料、それと先ほど申し上げましたとおり3歳以上のお子さんは国からの運営費の中に入っていないということなものですから、3歳以上のお子さんだけ徴収させていただいています。

（何事か言う声あり）

中川部次長 納入は、一緒に同時でございます。

窪之内 私の言い方が悪かったのかもしれないけれども、ということは3歳児以上の場合、いわゆる納付書に給食費がプラスされてあるので、別々に納めなくてもそれを納めたら給食費も入っているという形で納められているのかなど。だから、保育料の滞納もあると思うのですが、その場合は、保育料だけ滞納とかということではなくて、両方滞納してしまうという状況になるのかなと思うので

すけれども、お伺いします。

中川部次長 算定上は別々ですが、納入していただくときは一緒に合算してお支払いいただ
いており、口座引き落としもそのように両方引き落としになります。ですから、
もし残高が足りなければどちらも引き落とせないということになります。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

木 下 この3歳以上の分の方だけがお金がかかるというのですけれども、人数がわか
れば教えてください。

中川部次長 先ほど清水委員にお答えしました491万9,000円に対応する人数が3,115人です。
委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(2)、事業移管に係る協定書(案)等について説明を求めます。

(2) 事業移管に係る協定書(案)等について

深村副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

清 水 質疑ございますか。

改めての話ですが、それぞれの有効期間についてはどのような考えになっている
のでしょうか。

2点目は、市有財産無償貸付契約書の第7条で、土台、柱、壁、屋根等主要構
造物及び大規模改修に要する費用は、甲乙協議の上決定するものとする。こ
れは、臨時議会で私が質疑をしたのですが、通常建物の貸与契約については、
甲側、乙側の持つべき修理費はこういう場合だというふうにうたうのが通例で、
これを全部協議としてしまうと本当に一から協議ということになってしまうの
ではないかと。これを例えば10年後、20年後にこういったことが一から協議と
いうことで話がきちんとまとまると考えている根拠を示していただきたい。

それと、無償譲渡契約ですが、これもやはり臨時議会で質疑をした中身で、地
震の際です。建てかえまで3年あるわけですから、滝川市は震度5以上の地震
というのは少なくともこの数十年は経験したことがないわけで、5強というの
が来たときにどれぐらいの建物被害があり得るか。旧建築基準で建てられ、な
おかつ耐震診断も改修もしていないという中で、これもそのときはどうするの
だということについて言うと、この第12条です。必要に応じ、甲乙協議して定
めるとなっていますが、これも3年のうちという話ではあったとしても一から
話をするということなのか、それとも何か別に一定の担保があるのか。

以上、3点お伺いします。

深村副主幹 有効期間の関係ですが、協定書につきましては基本的契約事項を定めたもので
あり、それぞれの事象が起きたときに個別問題として時効が働くというお話を
専門家の方からいただいております。そこで、具体的に言いますと、例えば無
償譲渡契約書であれば第6条に譲渡物件の譲渡等の禁止としまして、補助金適
化法に基づく処分制限期間を経過するまで甲の承認を得ずに滅失等をしてはい
けませんとうたっております。また、貸付契約書では第2条としまして貸付契
約期間を3年としておりますが、当事者が合意をすれば、その同一条件で更新
を重ねていくということから、双方の申し合わせ事項としてその後も継続して
いくのであれば、その有効期間は保たれていくと理解をしております。要約い
たしますと、個々の契約書はそれぞれ条文で対応しており、協定書、無償譲渡

契約書についても特にいつからいつまでという期間設定を設けなくても、それは先ほどの個別の問題として時効が働いているという意見をいただいております。

中川部次長

無償貸付の第7条の関係ですが、以前にも常任委員会や臨時議会の中でもお答えしておりますが、あらかじめこういった場合、こういった場合という細かな設定というのはなかなか今考えておくというのは難しいということで、確かに常任委員会でお話ししたときには主要構造部、壁、柱とか、そういった躯体そのものについては基本的には市に責任があるけれども、使用状況によっては、今は花月保育所については定員をオーバーするような状況で申し込みが続いているということもありますので、例えば増築という考え方がないのかということもあり、全く出てくる可能性がゼロとは言えないということで、改めてここではこういった場合は甲の責任、こういった場合は乙の責任というような事例を挙げて表記するというよりも甲乙協議してそのとき決めていこうということで、先日も臨時議会で清水議員からご質疑をいただいた内容、そういった取り決めが必要ではないかというご意見をいただいた中で、10日に事業団との打ち合わせの際にもそのお話をしましたが、特にこれについてさらに再協議しよう、あるいは条文改正をしようといったご意見はなかったもので、現在のところこの条項で進めたいと考えております。

佐々木部長

地震の場合の対応ということで、これも臨時議会で答弁したとおり基本的にはこの契約書に書いてあるとおりで、最後に副市長もまず早期着手、整備し、よい関係をつくるのが大事ということで、その辺を配慮いただきたいという、そういう内容は今も変わりません。

清 水

例えば貸付でいえば、普通無償で貸しているときに、20年後に屋根も傷んだ、壁も傷んだ、それはどちらが負担すべきものといったら、普通は100パーセント無償で借りているほうです。ところが、甲乙協議と。今のお話だと、これは甲の責任、負担すべきものということもあり得るということです。有償で大家さんとして、家賃の範囲の中で基本はやると。しかし、余りにもひどいときは借りる側に求めるということもあり得ると思いますが、なぜ無償なのに基本的に借り主側がというふうにはできないのか、そこがまず最大の疑問です。このまま行くと、やはり非常識な契約になってしまうのではないですか。それとも、無償譲渡だけでも、賃料をもらわないだけで基本的には別の形で相手に負担をしてもらっていると。本来なら有償で借りてもらうところをお金で換算できない負担がほかにあるので、ここは無償にしますというような何か話し合いがされているのであれば、それを言っていたきたいのですが、それもなく無償でどちら側に帰するかは定め難いというのは僕は常識的ではないと思う。

それと、地震についても簡単なことではないですか。これを書かなかつたら、譲渡を受けたほうは何も言えないと僕は思います。そうしたときに、市が実は私たちの責任だったと言ってお金を支出したら、それは不当な支出になる可能性があるのです。耐震診断や耐震改修をしていようがしていまいが、瑕疵担保責任は負わないと言っているのだから、甲には何の責任もないと第三者がもし言ったら市は応援もできないし、また、そうなったときに無償譲渡した先に意味不明な補助金を支出するということになりかねないのです。だから、どうもよくわからないということでお聞きします。

佐々木部長

1番と2番とあわせまして、本当にいろいろご心配ありがとうございます。本

会議でも言いましたけれども、本当にこの契約書、つい最近まで双方合意のもとで、事業団としてもこれから理事会にかけるということで、基本的にはこの内容に変わりはありません。地震の場合、もし万が一のことがこの3年以内にあった場合、臨時議会でお話ししましたように定めのない条項を踏まえてしっかり協議してまいりたいと思いますので、こういう形で進めさせていただきたいと思います。

清 水 法的に言えば瑕疵担保責任をうたっている以上は、何があってもだめだということがここに書いてあるのです。それを何か別の次元の話でおさめようとするから後でいろんな疑問が生ずるわけです。貸与については全然答弁がないですけれども、答弁してください。

中川部次長 我々もこの条項について、何か特殊な考え方がどこかに流れてということは一切全くなく、通常例えば管理代行の場合もそうですが、修繕費の関係についてはある程度使用者側で、一般にアパートを借りた際に使っていく間で汚れたとか破損したということについては当然借りているほうがやるべきだと。ただ、建物、躯体そのものについては市にも責任があるだろうという範疇でこういう中身にしたものであり、特に通常の使い方に異なる使い方、どんな使い方はなかなか想定はできないですが、そのときに甲乙協議だからといってゼロから全くこちらが不利になるような、逆に言えば乙が極めて有利な立場でこの改修について我々に協議を臨むということにはならないというふうに当然考えております。

清 水 乙に有利なんて私は言っていない。無償で貸すのだから、極端に言うと全部改修費は乙に持ってもらおうという契約書に私はすべきではないのかと。乙に最大不利な話をしているのです。大規模改修のときに躯体に何か建て主側に責任があると。そんなことはないでしょう。建築基準法にきちんと合ったものを建てて、それを市のものとして10年ぐらい使っていますから、その分を差し引いて、その分については、市が持つというのならまだわかります。けれども、それ以外についても市が持つという、そんな道理は全くないです。だから、ほかに何か同等の負担を相手にかけていて、その相殺ということであれば話はわかるのですが、そういう話はあるのですかという質疑も先ほどしたのですけれども、それもあわせて答弁お願いします。

中川部次長 特に負担をしてもらっているということはないのですが、こういった中身になっているのは、こどもセンターは花月保育所と児童館、家庭児童相談室という市が管理している建物も中に複合的に入っているものですから、単純に花月保育所の大規模改修の費用を全部事業団でという話にはまずはないです。ただ、具体的にどこをどういうふうに切り分けるかという建物の構造的に花月保育所の位置からいっても、完璧に100%切り分けることができると大規模改修できるということにもならないものですから、その辺を双方話し合わないで大規模改修のときには施設、面積的な比率もありますけれども、全部花月保育所単体の施設を無償貸与しているわけではないものですから、そういった面でなかなかこの第7条についてははっきりと書きづらいということでこういった条文になっていることをご理解いただきたいと思います。

委 員 長 ほか質疑ございますか。

田 村 今言っている無償貸与契約書、これはあくまでも無償貸与というのは所有権は市にあるのです。そうした場合に、土台だとか柱とか骨組み、こういうものは

持ち主が負担するのが当然のならわしであり、大規模修繕云々ということが第7条には書いてあるのだけれども、土台、柱、壁、屋根等の主要構造物、これはやはり甲乙協議と書いていただけてもすばらしい契約書です。普通はこれは大家が持つと書くのです。

(「無償でも」と言う声あり)

田 村 無償で貸しても、無償で貸すことを条件にしているのだから、これはこれで甲乙協議の上では、甲が持つのでないかとむしろ言いたい。
それと、市有財産無償譲渡契約書、これの第5条、瑕疵担保、これは3定でも随分もめた一文ですけれども、やはり瑕疵担保というのは無償譲渡あるいは物件を、中古物件などもそうですけれども、譲渡したときには必ずこれを入れるのです。これを入れないと、裁判になった場合ごちゃごちゃになる。瑕疵担保をつけていけば、裁判になってもきちんと責任を負わないと書いてあるではないかと、これで通る条文なのです。これは、もうこういう契約書にとっては、この2点はなくてはならないことなので、これでいいと思います。

(「地震があったら市は負担できないですよ」と言う声あり)

田 村 地震は関係ない。
佐々木部長 貴重なご意見ありがとうございます。今までのお話と今のご主張、あわせてそのとおりでございます。今後ともよろしくお願いします。

委 員 長 この無償譲渡、無償貸与に関しては、非常に難しい契約、協定内容ではありますがすけれども、貴重な専門的な田村委員のご意見もいただきありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

窪 之 内 この契約書に関してということではないのですけれども、緑寿園の建てかえを今後進めていく上で、市と緑寿園との関係について1点質疑したいのですが。
委 員 長 今の窪之内委員の質疑につきましては、この案件外の質疑になりますけれども、質疑を認めるかどうかお諮りしたいと思います。認めるという方、挙手を願いたいと思います。

(挙手多数)

委 員 長 それでは、窪之内委員、質疑をお願いします。
窪 之 内 事前にお話はしていなかったのですけれども、緑寿園の建てかえに向けて今後進んでいくと思いますが、結局無償譲渡したということで緑寿園の建てかえそのものは事業団主導でずっと進められて、市が全く関与できないということになると少しまずいのではないかなということで、緑寿園の建てかえに向けて市の意見や市民の意見、利用者の意見、専門家の意見等は、きちんと基本設計などに反映されていくことを緑寿園との間で市は確認しているのかについて伺いたいと思います。

深村副主幹 改築につきましては、事業団と市、双方でその内容、さらにはその手続的なことにつきましても協議をしているところです。今週の月曜日にも事業団内部と話し合いの場を持ちまして、その具体的な作業スケジュール等についても詰めたところでありました。今回の緑寿園の建てかえが老朽化とあわせまして、入所者の方の身体状況に合わなくなってきた既存建物を国の整備方針に沿って改築をするものであり、基本的には関係します老人福祉法や介護保険法、これに基づいた施設設備の基準を遵守することが前提となります。ただし、事業団側も建築のノウハウというものが一切ないことから2月下旬ごろ、市の建築住宅

課と保健福祉部とが一緒になりまして事業団の関係職員と打ち合わせを行い、今後の基本設計あるいは実施設計等の作業推進方法等についても、話し合いをしたところであります。今後具体的に設計をしていく前段においては、そうした基本計画で具体的な内容も盛り込んでいくことになりますが、基本計画と基本設計を並行した中で早期の施設整備、この実現を目指していくという考えで双方見解は一致しておりますことから、その点につきましてはご安心いただきたいと思います。また、施設の職員の方が使いやすい施設環境が何よりも利用者の方にとっての住みやすい施設環境になりますことから、そうした施設職員の方の意向も十分くみ取ってそれを反映させていきたいと考えております。

窪 之 内

方向としては安心できました。病院の建てかえのときに、基本設計が出た後にもう一回職員で動線についてや、いろんな話をしたという経過もありますので、ぜひ基本設計が出て実施設計に向かっていく間にも事業団としてもそういう職員に意見を聞くとか、そういう立場を踏まえてやられるようなご示唆を市がやっていけるような体制をつくって建てかえに向かっていっていただきたいと思います。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委 員 長

2、その他について何かございますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

3、次回委員会の日程につきましては、3月17日月曜日午前9時から第一委員会室にて開催を予定しており、市立病院の医師住宅の案件です。本会議中ではありますが、よろしくお願いいたします。

以上で第37回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 15:15